

# 研究員 の眼

## 温室効果ガスの削減目標 SBT が 注目される理由

～企業が SBT に参加し、GHG 排出量を削減するメリット～

総合政策研究部 研究員 土居 優

(03)3512-1839 [s-doi@nli-research.co.jp](mailto:s-doi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

パリ協定では気温上昇を 2℃未満に抑え（以下、2℃目標）、可能な限り 1.5℃までに制限すること（以下、1.5℃目標）を目標としている<sup>1</sup>。しかし、気候変動に関する政府間パネル（以下 IPCC）<sup>2</sup>の報告などにより、1.5℃目標の重要性が強調されるようになった。この目標を達成するためには、温室効果ガス（Greenhouse Gas 以下 GHG）を削減・吸収し、2050 年までにネットゼロ<sup>3</sup>を実現することが求められている。日本政府もネットゼロの実現に向けて、2025 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー計画では、2035 年度までに 60%、2040 年度までに 73%削減する方針が示された。また、サプライチェーンからの脱炭素要請や国内外の法制度の改正、規制の整備が進む中、企業も従来以上に脱炭素への対応が求められている。

こうした背景から、SBTi（Science Based Targets Initiative）が運用する削減目標 SBT（Science Based Targets）が注目されている<sup>4</sup>。本稿では、ネットゼロに向けた潮流と SBT が注目される理由を整理した上で、企業が SBT に参加し、GHG 排出量の削減に取り組むメリットについて考察する。

### 2—2℃から 1.5℃への目標の変化とネットゼロへの挑戦

パリ協定の採択後、2020 年以降の気候変動対策について各国が目標の再設定や強化を行い、ネットゼロの考え方に注目が集まるようになった<sup>5</sup>。パリ協定には「ネットゼロ」という言葉は明記されてい

<sup>1</sup> パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前より 2℃を十分に下回る水準に抑え、1.5℃までに制限するための努力を継続することを目標に掲げている。

<sup>2</sup> 気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)とは、1988 年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。各国の気候変動の政策に対し、科学的基礎となる情報を提供するため、世界の科学者が協力し、論文に基づく報告書を定期的に作成・公開している。

<sup>3</sup> ネットゼロは GHG 排出量から吸収量を差し引いた合計がゼロとなること。カーボンニュートラルとほぼ同義的な意味で使用されることが多い。(経済産業省 資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2022 年度版 「エネルギーの今を知る 10 の質問」」<https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/energy2022/003/#section1>)

<sup>4</sup> 土居 優 ニッセイ基礎研究所「[温室効果ガスの削減目標である SBT とその目標設定について](#)」(2025 年 2 月 27 日)

<sup>5</sup> 佐藤みず紀 朝日新聞 SDGs ACTION! 「ネットゼロとは? 実現に向けた方法や取り組み、企業事例を紹介」(2023 年 6 月 22 日) <https://www.asahi.com/sdgs/article/14937445#null>

ないが、第4条において今世紀後半にGHGの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成する<sup>6</sup>ことが示されている。当初は主に2℃目標が意識される傾向にあったが、2018年にIPCCが発表した「1.5℃特別報告書<sup>7</sup>」において2℃および1.5℃の気温上昇が与える影響が比較された。その中で、2℃の上昇が極端な気象（気候）現象<sup>8</sup>、海面上昇、生態系の崩壊などのリスクを大幅に高めることが指摘された。そのため、1.5℃目標の達成には2050年前後のネットゼロの実現が重要であることが明示された。さらに、2021年の第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）<sup>9</sup>のグラスゴー気候合意<sup>10</sup>で1.5℃目標が明確に掲げられ、この達成に向けて今世紀半ば頃までのネットゼロ実現が求められることとなった。

### 3—SBTが企業の削減目標として注目される理由

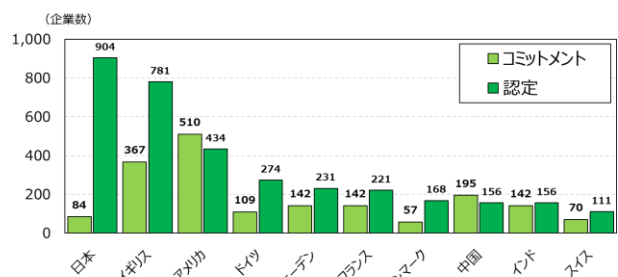
#### 1 | パリ協定との整合性とGHG排出量の削減範囲

SBTはパリ協定と整合した削減目標であり、GHG排出量の削減範囲はScope 1（直接排出）、Scope 2（エネルギー使用による間接排出）、Scope 3（サプライチェーン全体の排出）に及び、包括的に排出削減を促進できる点が特徴である。そのため、国際的にも信頼性の高い削減目標とされ、世界各国でSBTに参加する企業が増加している（図表1）。

#### 2 | ネットゼロ基準が策定された背景とその概要

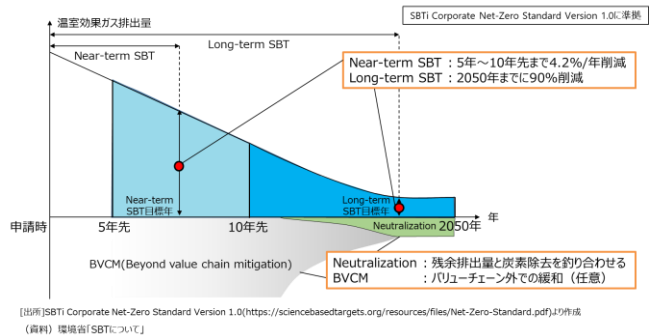
IPCCはネットゼロを「特定期間に人為的に排出されたCO<sub>2</sub>と人為的に大気中から除去したCO<sub>2</sub>の均衡がとれた状態」と定義している<sup>11</sup>。しかし、ネットゼロの定義はあるものの、企業ごとに排出量の算定方法や削減手法に違いがあったため、共通の基準が求められていた。SBTiはネットゼロ目標を設定する上で、科学的根拠に基づく枠組みが必要であると指摘している。そうでなければパリ協定と整合しないビジネスモデルへの投資リスクが生じるためである。<sup>12</sup>このような認識の下で、SBTiは企業間で共通の基準で目標設定を行えるようなネットゼロ基準（SBTi Corporate

図表1 SBTに参加している国別企業数（上位10か国）



(注) コミットメントは2年以内にSBT認定を取得すると宣言した企業数。  
認定はSBT認定を受けた企業数は2024年3月時点  
(資料) Science Based targets HP、環境省「SBTについて」をもとにニッセイ基礎研究所作成

図表2 ネットゼロ基準のイメージ



<sup>6</sup> 環境省「PARIS AGREEMENT(仮訳文)」 [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/attach/paris\\_agr20160422.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/attach/paris_agr20160422.pdf)

<sup>7</sup> 1.5℃特別報告書とは、2040年頃に世界の平均気温が産業革命前に比べて1.5℃上昇した場合の影響と、それを抑制するために必要な対策について科学的に評価したものの。

<sup>8</sup> 極端な気象(Extreme Weather (Climate) Event)現象とは、特定地域における気象現象の確率分布からみて稀な現象。

<sup>9</sup> 第26回気候変動枠組条約締約国会議(Conference of the Parties26)は、英国スコットランドのグラスゴーで開催された気候変動に関する国際会議。

<sup>10</sup> グラスゴー気候合意は、世界の平均気温の上昇を1.5℃未満に抑えるための削減許可を各国も求める合意のこと。

<sup>11</sup> IPCC「IPCC Sixth Assessment Report WG1」 <https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/>

<sup>12</sup> SBTi「企業ネットゼロ基準 VERSION1.0」 CDP ジャパン、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社和訳

Net-Zero Standard) を策定した (図表 2)。

この基準では、2050 年またはそれ以前に GHG 排出量の実質ゼロを目指している。そのため、短期目標 (Near-term SBT)<sup>13</sup>と長期目標 (Long-term SBT)<sup>14</sup>を設定し、段階的に排出量の大幅な削減を進めている。また、残余排出量については炭素除去で補うニュートラル化 (Neutralization)<sup>15</sup>で対応する仕組みを採用している。具体的に、企業は GHG 排出量を約 90%削減し、残りの約 10%を高品質な炭素除去技術や炭素クレジットを活用して相殺すること<sup>16</sup>でネットゼロを実現する。こうした仕組みは、企業が排出削減を主体的に進め、炭素除去への過度な依存を避けることを促す狙いがあると考えられる。さらに、ネットゼロ基準は自社に関連するバリューチェーン外の GHG 排出量の削減を促進する Beyond Value Chain Mitigation (BVCM)<sup>17</sup>も採用しており、企業が社会全体のネットゼロ実現に貢献することの重要性を強調している。

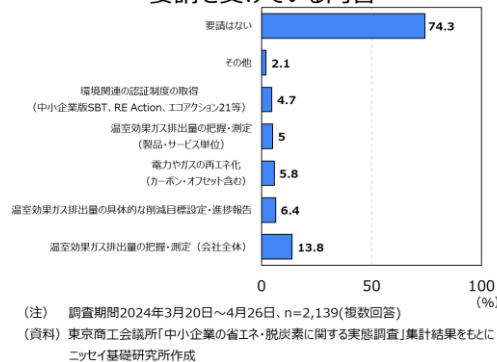
## 4—SBT に参加し、GHG 排出量の削減に取り組むメリット

### 1 | 取引先や投資家からの要請対応や企業評価の向上

東京商工会議所が実施した「中小企業の省エネ・脱炭素に関する調査結果」によると、全体の 74.3%の企業は取引先企業から脱炭素に関する要請は受けていない一方、残りの 25.7%の企業は何らかの要請を受けていることが確認されている (図表 3)。要請内容は GHG 排出量の把握・測定、具体的な削減目標設定・進捗報告、環境関連の認定制度の取得など多岐にわたり、サプライチェーン全体で脱炭素対応の重要性が増している。このような背景から、取引先の要請に応えるため、企業の SBT 参加が進み、排出量の削減に取り組む動きが加速している。

また SBT への参加は、要請への対応だけでなく、自社の環境配慮姿勢を示す機会にもなる。その結果、取引先との関係強化や評価向上につながり、新たなビジネスチャンスの創出も期待できる。また、近年は金融機関などの投資家も、脱炭素に取り組む企業への関心を高めている (図表 4)。

図表3 脱炭素に関し、取引先等から要請を受けている内容



図表4 日本のサステナブル投資残高の推移



<sup>13</sup> 短期目標(Near-term SBT)は5~10年以内に Scope1、2は 4.2%/年、Scope 3は 2.5%/年のペースで GHG 排出量を削減する目標。SBT から認定を受ける際の必須要件となっている。

<sup>14</sup> 長期目標(Long-term SBT)は 2050 年までに 90%の GHG 排出量の削減を目指す目標。長期目標は毎年の削減幅は定められていない。

<sup>15</sup> ニュートラル化(Neutralization)は、短期目標と長期目標では削減しきれなかった残余排出量(5~10%)をクレジットなどの活用で炭素除去を行うこと。

<sup>16</sup> 短期目標、長期目標ではグロスでの削減を求めており、クレジットの購入を削減貢献量として認めていない。

<sup>17</sup> Beyond Value Chain Mitigation(BVCM)は自社のバリューチェーン外で削減目標を超えて実施する気候変動対策のための投資や緩和行動のこと。カーボンクレジットの購入、炭素除去技術への投資などが挙げられる。

## 2 | 自社の GHG 排出量の把握とエネルギーコストの削減

近年、取引先からの脱炭素に関する要請は増加傾向にあるが、中小企業の取り組みはどうなっているのか。帝国データバンクが実施した「中小企業の実態把握に関する調査研究報告書」によれば 2023 年時点で約 87.9% (段階 0 と段階 1 の合計) の企業が自社の CO<sub>2</sub> 排出量 (Scope 1、2) を把握できていないことが明らかになっている (図表 5)。

SBT への参加は、自社の GHG 排出量を正確に把握する契機になる。排出量の現状を数値化することで、削減の余地がある部門や業務プロセスを特定しやすくなり、より効果的な削減計画を策定できる。さらに、排出量の削減の取り組みを進める中で、省エネ技術の導入や業務の効率化が進み、結果としてエネルギーコストの削減にも寄与する可能性もある。

## 3 | 法制度の改正や規制への対応

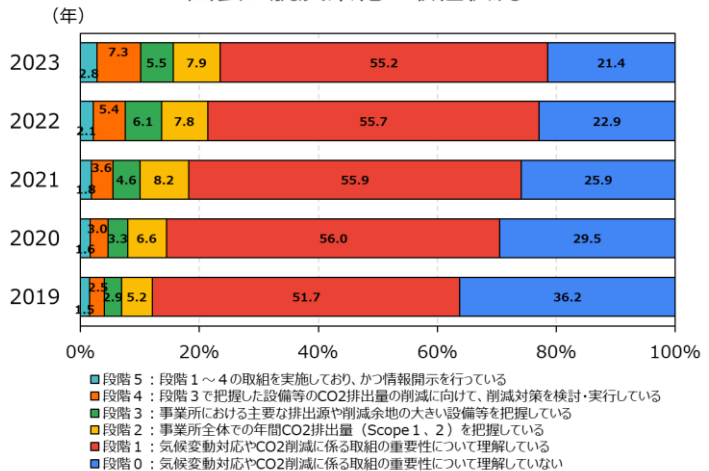
企業の GHG 排出量の削減に向けた取り組みに対応する形で、政府も法制度の改正や規制の整備を進めている。

日本では、企業に対して GHG 排出量の報告や削減を求める法律として、地球温暖化対策推進法 (温対法)<sup>18</sup>があり、この法律に基づき温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度<sup>19</sup>が改定される予定である。これまで企業は

「エネルギーの使用に伴い排出される CO<sub>2</sub> 排出量」を報告していたが、改定後は「燃料の使用に伴う排出量」と「他人から供給された電気の使用に伴う排出量」に報告区分が変更される<sup>20</sup> (図表 6)。これに伴い、区分に応じてエネルギー事業者からの詳細なデータ収集と管理を行い、報告する必要がある。

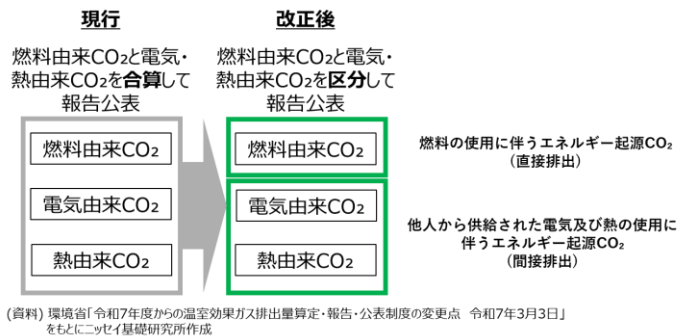
また GHG 排出量や削減目標、その進捗状況の開示は、大手企業を中心に、気候変動財務情報開示タスクフォース (TCFD)<sup>21</sup>の要請に基づき、サステナビリティレポートや統合報告書を通じて進められて

図表5 脱炭素化の取組状況



(資料) 帝国データバンク「令和5年度中小企業実態調査委託費 中小企業の実態把握に関する調査研究報告書」に基づき、ニッセイ基礎研究所作成

図表6 直接排出と間接排出を区別した報告のイメージ



<sup>18</sup> 地球温暖化対策推進法とは地球温暖化対策の推進に関する法律。企業の GHG 排出量の報告・開示を義務付ける法律で、年間排出量 3,000-CO<sub>2</sub>以上の事業者は都道府県知事への排出量報告義務がある。

<sup>19</sup> 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK 制度)とは、GHG を相当程度多く排出する者(特定排出者)に、GHG の排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する制度。

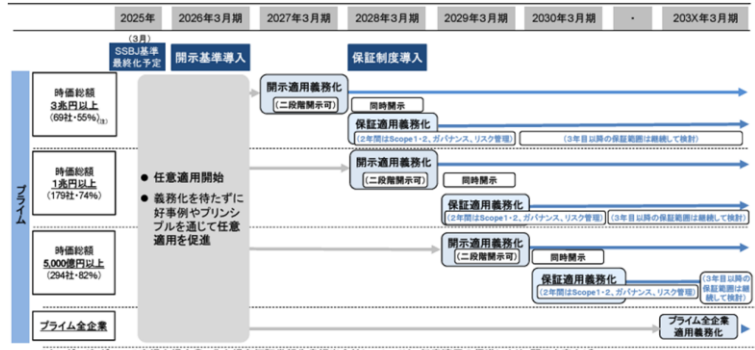
<sup>20</sup> 環境省「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令」等の公布について 2025 年 3 月 3 日

<sup>21</sup> 気候変動財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) は金融安定理事会 (FSB: Financial Stability Board) が 2015 年に設立した国際的イニシアチブで、企業が気候変動に関連する財務リスクと

きたが、2023年3月期の有価証券報告書から、非財務情報に関する項目として「サステナビリティに関する記載欄」が新設され、「指標及び目標」として、GHG排出量の削減目標や実績値などの開示が求められるようになった<sup>22</sup>。現在、これらの開示は任意であるが、2026年以降はサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）<sup>23</sup>に基づき、金融庁により段階的に義務化される予定である。具体的には、2027年3月期から時価総額3兆円以上の上場企業を中心に、GHG排出量（Scope 1、2、場合によってはScope 3）の開示義務が適用される見通しである（図表7）。

こうした法制度や規制に対応するためにSBTに参加し、早期にGHG排出量の可視化や開示準備に取り組むことは、重要な戦略になると考えられる。

図表7 サステナビリティ情報開示基準導入のロードマップ



（資料）金融庁「第5回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証の在り方に関するワーキンググループ」

## 5—おわりに

1. 5°C目標の達成には2050年のネットゼロの実現が必要であり、日本もこれに向けた新たな削減目標を設定している。企業に対してもこれまで以上に脱炭素への対応が求められている。SBTは、パリ協定と整合した削減目標であり、Scope 1～3を対象とするなど国際的に信頼性が高い。また、SBTは2050年までにGHG排出量を実質ゼロにするネットゼロ基準にも対応しており、注目を集めている。

現在、企業間でも脱炭素対応の要請が広がっており、まず、自社のGHG排出量を正確に把握することが重要になっている。しかし、多くの企業で自社のGHG排出量を十分に把握できていないことが課題である。GHG排出量を可視化し、目標設定を行った上で効率的に削減を進めることで、エネルギーコストの低減につながる可能性も高い。また、今後予定される法制度の改正や規制などに対応するためにも、事前の準備が重要である。

SBTに参加することは、GHG排出量の目標設定や削減のための取り組みに相応のコストや労力が伴う。しかし、国際的な脱炭素の動向に対応するためにも、できるだけ早期に対応を進めることが重要である。企業が積極的にGHG排出量の削減に取り組むことで、脱炭素社会の実現が一層加速することが期待される。

機会を適切に開示するためのフレームワークを提供していた。2023年10月に解散し、2024年より国際会計基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）が企業の気候関連開示の進捗状況の監視を引き継ぐことになった。

<sup>22</sup> 2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考えた方及び取組の記載欄が新設された。金融庁「「記述情報の開示の好事例集2024（第3弾）」の公表（サステナビリティに関する考え方及び取組の開示③）」<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241227.html>

<sup>23</sup> 日本におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）とは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表したIFRSサステナビリティ開示基準（IFRS S1・S2）をベースにサステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan SSBJ）が日本に合わせて調整し開発した基準のこと。

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。